

知的財産の関連人材の育成についての課題

2004年5月7日
知的財産戦略本部
権利保護基盤の強化
に関する専門調査会

(現状認識)

知的財産人材としては、弁護士（特に弁理士登録をしている者）や弁理士といった専門職の他、民間企業等において知的財産関連業務を担当する者、大学で技術移転や産学連携といった業務に従事する者、行政や司法において知的財産を担当する者、先行技術文献を調査する者（サーチャー）など多種多様な人材が挙げられる。こうした知的財産人材には、法律のみならず、技術、経営、芸術といった多様なバックグラウンドが求められる。

また、知的財産の重要性が高まり、知的財産に関連する業務が拡大するにつれて、これまで知的財産との関わりが少なかった研究・開発・営業・企画・経営等の分野においても、知的財産の知識や実務的な能力が必要となり始めている。

このため、知的財産人材については、その量的な拡大や資質の向上を図るとともに、知的財産に関する知識や実務的な能力を提供するための施策を推進していく必要がある。

1. 弁護士等法曹・法科大学院・司法試験

(1) 知的財産に強い法曹を育成するために、知的財産法を新司法試験の選択科目とすべきではないか。

- ・本年度からスタートした法科大学院においては、68校全てに知的財産関連科目が開設されている。
- ・2006年5月頃にも新司法試験が開始される予定であり、新司法試験について検討する司法試験委員会も2004年1月から発足しており、

今後選択科目の選定が行われる。

(2) 技術的素養を持つ人材をはじめとする多様な人材の法科大学院への入学をさらに促進するために、本年度の入学者に関する調査分析を行い、その結果を公開するとともに、その結果を踏まえて必要な対策を検討すべきではないか。

- ・ 法科大学院は、法学未修者及び実務経験者の入学割合を 3 割以上とすることに努めるとともに、2 割以下の場合には、入学者選抜の実施状況が公表されることとなっている（文部科学省告示）。

(参考) 知的財産高等裁判所の創設について(当専門調査会提言)

「技術的素養を持つ法曹有資格者及び知的財産や技術に強い弁護士の任官を進める。」

(3) 知財に強い弁護士を増加するために、弁護士の自己研鑽としての様々な研修を促すべきではないか。また、弁護士・弁理士その他の社会人が法科大学院における知的財産法の講義を受講できるよう法科大学院側の取り組みを奨励してはどうか。

- ・ 日本弁護士連合会は、2003年度から知的財産法研修（3日間）を開始。昨年度の受講者は1179名。

2 . 弁理士・弁理士試験

(1) 弁理士人口の拡大が進みつつある中で、弁理士の資質の向上を図るため、知的財産専門職大学院等との関係も踏まえて、試験制度や研修の在り方について検討していくべきではないか。

- ・ 弁理士試験の合格者は、ここ数年で既に倍増。(2000年度255人
2003年度550人)

(参考)

- 1) 特許審査を迅速化するための総合施策について(当専門調査会提言)
「 弁理士の貢献
・ 中小企業等が行う先行技術調査に対する指導を行うなど、迅速・的確な特許権の獲得に協力する。」
- 2) 産業構造審議会のワーキンググループの中間とりまとめ「世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現に向けて」(平成16年1月)では、弁理士の自己研鑽等による技術レベルや明細書作成能力等の更なる向上が期待されるとされている。

3. 専門職大学院

(1) 知的財産の創造・保護・活用に関する高度専門職業人を組織的に養成するために、知的財産に関する専門職大学院の設置を推奨していくべきではないか。

- ・ 知的財産専門職大学院については、参考となるカリキュラムが作成されているが、未だ1校も設立されていない。

(参考)

平成15年3月、知的財産に関する教育課程検討会(有識者による自主的検討会)による報告書「知的財産専門職大学院の教育課程について」では、知的財産専門職大学院における教育課程の編成に関し科目構成や履修モデル等について取りまとめられた。

(2) 広くビジネス、マネジメントやマーケティングの知識を備えた知的財産人材に対するニーズに対応するため、知的財産の戦略的なマネジメントを担う人材の育成プログラムであるMOTプログラムを、引き続き推進していくべきではないか。

- ・ 昨今、産学連携や大学からの技術移転の進展に伴って、大学等において技術移転・産学連携の専門家の人材不足が指摘されている。
- ・ MOT (Management of Technology) プログラムは、既に2003年度で約1,000人(ノン・ディグリープログラムを含む)が受講しており、2007年度には、MOT人材として年間に1万人を輩出する目標が掲げられている。

4 . 人材育成のための環境整備

(1) 企業の人材の能力をさらに高めるため、社会人が夜間に学べる法科大学院等の拡充が必要ではないか。

- ・ 既に一定の知識や実務経験をもつ社会人が、知的財産関連の知識を習得するために、大学院にフルタイムで入学することは時間的・費用的口スが大き。

(参考) 昼夜開講制を実施している法科大学院 (各大学HPより)

大阪学院大学法科大学院、大宮法科大学院、成蹊大学法科大学院、桐蔭横浜大学法科大学院、名城大学法科大学院、関西大学法科大学院

(2) 科学技術に精通したポストドクター等を知的財産人材として活用するため、そのような人材が知的財産のキャリアを追求することを支援するような環境の整備（例えば奨学金など）に努めるべきではないか。

- ・ 科学技術に精通したポストドクター等が、知的財産に関する知見を習得すれば、優れた知的財産人材として活躍することが期待できる。

(参考) ポストドクター等 1 万人支援計画

若手研究者層の養成、拡充等を図るために、1996年7月の第一期科学技術基本計画で提唱され、2003年度には10,569人のポストドクター等が支援を受けている。

(3) 知的財産に携わる人材のみならず、広く研究や企画等に関わる人々に対しても、知的財産の知識を習得する機会を提供するため、e-ラーニングといった IT の活用による教育・研修環境の整備が必要ではないか。

- ・ 産業構造審議会のワーキンググループの中間とりまとめ「世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現に向けて」（平成16年1月）では、以下のように報告されている。
 - () 特許庁職員への研修手段として、e-ラーニング手法の導入について積極的に検討する必要がある。
 - () 将来的には、一方的に特許庁が特許行政実務に関する情報を提供するのみならず、民間企業や教育機関等が相互に情報発信する場を設置し、関係者間において相互に情報を交換しあうことにより、我が国全体の知財関連人材の育成に貢献していくことが期待される。

(4) 知的財産人材を教育するインストラクターや先行技術文献を調査する人材(サーチャー)の育成を推進すべきではないか。

- ・ 産業構造審議会のワーキンググループの中間とりまとめ「世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現に向けて」(平成16年1月)では、以下のように報告されている。
 - () 知的財産関連人材の育成に際しては、教育する側の人材の不足も指摘されており、知財専門家の育成に必要なインストラクターの養成の方策について検討する必要がある。
 - () 先行技術文献を調査する人材(サーチャー)については、企業の先行技術能力の向上と外注への民間企業の参入を図るため、サーチャーの育成体制の整備を早急に図る必要がある。

(5) 知的財産に関する実務者や翻訳者などの人材の育成に資する民間の自主的な取り組み(検定など)を推奨すべきではないか。

- ・ 日本弁護士連合会では、パラリーガル(弁護士の指導・監督の下で弁護士業務の一部を担う人材)の認定制度創設に向け検討を開始。
- ・ 知的財産教育協会が本年3月に実施した「知的財産検定」では、約1200人が受験。
- ・ 知財翻訳については、特に中国語など、英語以外の言語の翻訳者が求められている。
- ・ 日本知的財産翻訳協会(本年3月発足)は、知財翻訳についての第1回検定試験を2004年度中に実施する方針。
- ・ 国から公益法人が委託等を受けて行う資格付与等については、官民の役割分担及び規制改革の観点から厳しく見直し、今後とも国の関与が必要とされるものについては、国自らが行うか独立行政法人に行わせることとし、それ以外のものについては、国の関与は廃止するなどの措置を講じることとされている。(平成12年2月1日閣議決定)